

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため 次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 10 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日まで

2. 内容

目標 1 将来的に 「育児休業取得率 100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」
を目指して、全社員に育休制度等の周知を図る

<対策>

- 令和 6 年 10 月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、業務のマニュアル作成）および実施
- 令和 6 年 11 月～ 「育児休業取得率 100%」・「1ヶ月以上の育休取得」を推進するため、やまぐち“とも×いく” 応援企業の登録を受ける
登録後は制度に関するパンフレットを活用し、全社員に育児休業制度の周知を図る

目標 2 年次有給休暇取得の促進のため 有休奨励日や計画年休を検討
有給休暇が取得しやすい職場環境にし、有休の取得率 50%を目指す

<対策>

- 令和 6 年 10 月～ 現時点での有給休暇取得状況を確認（現状把握）
四半期毎に有給休暇取得率を確認し、取得日数の少ない社員に積極的に取得を促す
- 令和 7 年 1 月～ 各部署毎に問題点の検討
- 令和 7 年 4 月～ 取得状況の振り返りを行い目標達成に向けた計画を検討する